Urban Innovation KOBE 運営業務委託　公募要領

１　目的

神戸市では、2017 年度から、スタートアップと市職員が協働して行政課題の解決に取り組む「Urban Innovation KOBE」を実施してきた。昨年度までに約 70 件の実証を行い、その９割で実証に成功し、６割以上が本格導入につながっている。

本事業はこの Urban Innovation KOBE をさらに拡充し、神戸をフィールドとした実証を通じて、行政・地域課題の解決と、スタートアップおよび市内企業の成長・社会実装を同時に進めることを目的とする。

２　業務概要

(1) 業務名称

Urban Innovation KOBE運営業務

(2) 契約期間

契約締結の日から 2029 年３月 31 日まで

(3) 業務内容

別紙「Urban Innovation KOBE 運営業務委託　仕様書」のとおり

(4) 契約金額の上限

金 69,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

（年度別内訳）

- 2026 年度：10,000,000 円
- 2027 年度：39,000,000 円
- 2028 年度：20,000,000 円

※各年度の業務完了後、神戸市の検査を経て、受託者の請求に基づき当該年度分を支払う。

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

また、本件にかかる令和８年度神戸市補正予算が成立しない場合は、本公募に基づく契約を締結しないことがある。

(6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払うこととする。ただし、受託者が業務に着手するために必要な額を、契約金額の４割の額を上限(年度毎)に前金払いすることも可能。見積書に前金払いが必要な項目について明記すること。

３　応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であること。

(1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

(2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3)地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと
(4)神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
(5)銀行取引停止処分を受けていないこと。
(6)会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
(7)神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条に該当しないこと。
(8)租税公課の滞納処分を受けていないこと。
(9)共同企業体による応募の場合、代表者及び構成員が上記(2)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

４　スケジュール

(1) 公募開始	2026 年 11 月 20 日（金曜）
(2) 質問票提出期限	2026 年 12 月４日（金曜）
(3) 質問に対する回答	2026 年 12 月８日（火曜）予定
(4) 参加申請関係書類提出期限	2026 年 12 月 11 日（金曜）17 時必着
(5) 企画提案書・見積書の提出期限	2026 年 12 月 18 日（金曜）17 時必着
(6) 選考審査会	2026 年 12 月 21～23 日のうちいずれか ※詳細は別途参加申込者に通知
(7) 選定結果通知	2026 年 12 月 25 日（金曜）予定
(8) 契約締結・業務開始	2027 年１月上旬予定

５　応募手続き等に関する事項

(1)参加申請書類の提出

ア．受付期間　2026 年 11 月 20 日（金曜）～2026 年 12 月 11 日（金曜）17 時まで
イ．提出方法　本要領８に記載のメールアドレスに電子データ（PDF）で提出
ウ．提出書類　①参加申込書（様式１号）
②参加資格確認書（様式２号）
③団体概要（様式３号）（直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可）
④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書【写し可】
⑤納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】
⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式４号）
⑦共同企業体結成届出書（様式５号）（共同企業体による参加申込の場合）
⑧質問票（様式６号）（質問がある場合）

※③④は、提出日時点から起算して３ヵ月以内に発行されたもの

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記③～⑥を提出すること。

※神戸市の入札参加資格がある場合及び直近３ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業・科学技術課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、上記③④の提出は省略。

(2)質問の回答

ア．質問受付期間　2026 年 11 月 20 日（金曜）～2026 年 12 月４日（金曜）

イ．回答期日　2026 年 12 月８日（火曜）予定

ウ．質問方法　質問票（様式６号）に質問事項を記載の上、本要領８のメールアドレスに電子データ（PDF）で提出。電話等による質問は受け付けない。

エ．回答方法　参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の情報については公表しない。

オ．その他　　神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3)企画提案書・見積書の提出

ア．提出期限　2026 年 12 月 18 日（金曜）17 時必着

イ．提出方法　本要領８記載の担当部署のメールアドレスにデータ（PDF）で提出

ウ．提出書類　①企画提案書（PDF ファイル、A4 横 20 ページ以内 ※厳守）

下記項目について必ず記載すること。また、下記以外の独自提案については、審査上の加点事項とする。

a. 事業実施提案
別紙委託仕様書に記載している項目について必ず記載すること

b. 業務を遂行するための体制
指揮命令系統がわかり、業務の管理責任者が明示されていること

c. 同種業務の実績

②見積書（様式自由）

特に前金払いが必要な項目については、その項目と額を見積書に明記すること

６　事業者の選定

(1)提案審査会の開催

ア．日付　2026 年 12 月 21～23 日のうちいずれか　※詳細は応募者に別途通知

イ．場所　三宮ビル東館内（神戸市中央区）

(2)選定方法

ア．事業者選定にあたっては、審査員が、応募者によるプレゼンテーションの内容に対して審査を行う。参加申込企業が１者の際は、提案審査会は実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が 60%以上の場合は契約の相手方の候補者とする。

イ．応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。

ウ．各審査員の採点の合計が総合点数の 60%以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさ

ない提案者は選定の対象としない。

エ．評点については、各審査員の採点による点数が高い順に、審査員ごとに順位点を１位は１点、２位は２点と付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。

オ．各審査員の合計点の平均が最も高い応募者が複数あった場合は、内容点のうち「Ⅰ.業務実施、提案内容に対する評価」の項目における各審査員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。

カ．評価の視点は以下のとおり（別紙参照）

Ⅰ 業務実施、提案内容に対する評価【50%】

Ⅱ 事業実施体制【30%】

Ⅲ 地元企業に対する優先的取り扱い【10%】

Ⅳ 価格点【10%】

キ．契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

ク．審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(3)選定結果の通知及び講評

2026 年 12 月 25 日を目途に、本市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは一切受け付けない。

７　その他

(1) 本プロポーザルの応募、参加に要する一切の費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。

(3) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるため、了承のうえ提出すること。

(4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。

(5) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式７号)」を本要領８記載の担当部署までメールで提出すること。

(6) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。

８　担当部署、連絡先

神戸市経済観光局新産業・科学技術課

〒651-0087　神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 7 階

E-mail：shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp

（別紙）

評価項目

評価項目		採点基準	配点
Ⅰ　事業目的達成に向けた内容・手法・工夫			**150**
	広報・情報発信	対象となる企業に広く広報・発信する具体的かつ効果的な広報手段が提案されているか。	20
	支援内容とスケジュール	具体的な支援内容やサポート体制について、事業目的に沿った効果的な提案となっているか。また計画されたスケジュールは合理的か。	40
	事前相談窓口の運用	事前相談窓口の設置及び相談に対しての対応、実証パートナーとなる企業の繋ぎ方について具体的な提案がされているか。また神戸市との情報共有方法や頻度は適切なものか。	30
	KPI と達成プロセス	神戸市が設定する KPI および仕様書に定められた業務の達成に向けた実現性の高いプロセスが具体的に示されているか。また事業者が独自に設定する KPI は妥当な内容となっているか。	40
	効果的な独自提案	独自に提案された事項は、事業目的達成のために魅力的なものか。	20
Ⅱ　事業実施体制			**90**
	事業運営・継続体制	本事業遂行にあたり、十分な人員が配置されているか。また常時、健全な事業水準を継続できる組織体制となっているか。（欠員時の引継体制、代替人員の確保、年度をまたぐ知見の蓄積、繁忙時の人員計画など）	20
	専門人員の配置	参加企業が適切な評価・アドバイスを受けられるよう、スタートアップ支援、新規事業開発、実証事業の設計・運営等に精通する人員が配置されているか。	20
	補助金精算体制	補助金交付にかかる、帳票類の取りまとめ・証憑確認・不備時の調整などの精算業務を滞りなく行える体制となっているか。	20
	類似業務実績	本市や他都市において、類似事業（官民連携、実証の伴走支援、オープンイノベーション、事務局業務等）に関する実績を有しているか。	20
	市内での事業継続意向	本事業終了後も引き続き神戸市内でイノベーション創出支援やスタートアップ支援を継続する意向があるか。	10
Ⅲ　地元企業に対する優先的取り扱い			**30**
	地元企業	地元企業（本社所在地が神戸市内）　30 点（満点） 準地元企業（支店登記している事業所が市内にある）20 点 支店登記していない拠点を神戸市内に有する 15 点（コワーキング等も可） ※共同企業体で参加する場合は、構成員となる全企業において判断をし、その平均点を加算（小数点第 1 位四捨五入）	30
Ⅳ　価格点			**30**
	見積金額	見積金額が低いことを評価する 価格点＝（１－（見積金額／契約上限額））×30 点 ※小数点第１位四捨五入	30
合計			**300**